

(参考様式3)

会 議 録 《概要版》

会議の名称	令和4年度第1回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	令和4年8月2日(火) 午後2時00分～3時40分				
開催場所	東村山市市民ステーションサンパルネ コンベンションホール				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 河津会長、高柳委員、赤川委員、十時委員、富田委員、村野委員、横須賀委員、野澤委員、當麻委員、千葉委員、佐藤委員、杉浦委員、田中委員 (市事務局) 瀬川子ども家庭部長 【子ども政策課】浅野井課長、金野課長補佐、中田主査、鈴木主任 【保育・幼稚園課】田口課長 ●欠席者： (委員) 井原職務代理、小林委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 1名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 審議 (1) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて 4. 報告 (1) 東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針の策定について 5. その他 6. 閉会				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3630)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1. 開会 2. 事務連絡 ・ 会議の成立確認 ・ 傍聴者の入室許可 3. 審議					

(1) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

【事務局説明概要】

- ・ 資料1 東村山市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
 - ・ 参考資料1 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
 - ・ 事前の意見募集結果資料1 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に対する Q&A 一覧(令和4年7月29日時点)
 - ・ 事前の意見募集結果資料3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に対する委員意見一覧
- を用いて以下のポイントを説明。
- ・ 第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画における「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」として本事業を実施する。
 - ・ 市が定める集団活動の適合基準について、国補助の要件を基に、非常災害に対する措置、安全確保については、具体化、一部要件の追加をする。

【委員間討議概要】

- ・ 市内に利用者支援事業の対象になる施設やグループがあれば教えてほしい。また、国の補助要件には、設置主体や、児童の人数について制限があるのか教えてほしい。

(事務局回答)

→現時点において市内に多様な集団活動に該当する施設・事業があるとは把握していない。設置主体について、国補助の要件では、設置主体の制限というものはない。児童の数についても、職員の配置基準等を満たしていれば、特段何人というような縛りがあるものではないと認識している。

- ・ 対象となる事業体がもれなく当該事業開始を知ることができるよう、きちんと周知を行うようお願いする。
- ・ 東村山市議会でも全党一致で採択されており、当会議の意見を聞いた上で実施することになっている。先ほど事務局より示された案では、安全基準の非常災害に対する措置の項目と安全確保の項目において、市の要件は国の要件に条件を追加して設定されている。この案が当会議で承認されれば、当市の補助要件として広報され、市民から申請があった場合に、その市民が利用している事業体を調査し、要件を満たしているかを判断した上で月に2万円を上限に補助をするという流れでよいか。

(事務局回答)

→本日審議、承認いただいた後は、事業化に向けて予算確保から準備を進めていく。広報については、まずはホームページ等で広く周知する。また、他市においてすでに多様な集団活動を実施している事業体に対して補助開始の案内を行い、当市のお子さんが所属している場合は、事業体からも再度周知をお願いすることを想定している。

- ・ 面積要件について、近隣他市においてすでに多様な集団活動を実施している事業体も1.65平方メートルを基準にして実施しているのか。保育事業者の実感からすると、1.98平方メートルでも狭いと感じる。園庭も設置しない状態で1.65平方メートルまで下げるとするのは、単純に国基準を横引きしているようにも見えるが、市としてどのような判断があったのか。

(事務局回答)

→近隣他市の状況について、多くが 1.65 平方メートルという国補助の要件に基づいて実施されている。その状況を踏まえれば、当市の児童についても同様の基準に従い、特段の不公平感がない形で補助対象とすることを想定し、概ね 1 人当たり 1.65 平方メートルという判断をした。

- ・ 意見としてはやはり狭いと感じるが、市としての判断については理解する。
- ・ 例えば森の幼稚園のような事業体であれば屋外活動が主になる。基本的には屋内施設に集合し、そこから野外活動で一日過ごしてから戻り、保護者に引き渡すという形が多いだろうと思う。
- ・ 近隣市で集団活動を実施している団体があるようなので、なるべく国基準に従った要件とし、東村山市民も補助対象となるようにすることが望ましいだろう。安全基準以外の項目は、国基準よりもさらに厳しくするということはせず、いろいろな事業体に通わせている保護者に対して補助できるようにするというのが市の考え方なのだろうと思う。
- ・ 面積要件について、既存の施設に国基準を適用するというのは、現在通っている方が救われるので良いと思うが、これから作られる施設の基準としては、1.98 平方メートルにしていただきたいと思う。

(事務局回答)

→新たに参入してくる事業体が 1.98 平方メートルの基準を満たさない事業を行う際に、利用する事業が同じであるにもかかわらず、他市の児童は補助がされるのに当市の児童には補助ができない、という状況が生じることになる。市としては、そういった差が生じないよう国の要件となっている 1.65 平方メートルを基準としながら、それ以外の部分で条件を持っていきたいと考えている。

- ・ 基準に関しては理解できた。一方で、事業の実態や内容に関する確認方法については、この資料ではわからない。どのように確認し、給付の対象となると判断するのか教えて欲しい。

(事務局回答)

→現状検討している審査方法は、市の補助要件を周知し、申し出があった施設に対して書面審査という形で確認する。書面等のみで判断ができない場合は、実際の施設に赴き、保育ないしは幼児教育の類似事業の提供体制の確認することを検討している。

- ・ 補助対象事業となった後に、事業内容が野放しになってしまうかという不安を感じる。極端な例かもしれないが、不誠実な組織が補助対象となり幼児教育・保育としてはふさわしくない活動とならないか不安だ。

(事務局回答)

→いただいた意見を参考に、補助対象にふさわしい活動内容かどうかという視点を持って、制度を運用していきたいと考えている。

- ・ 初回だけでも全施設確認しに行く必要があると思う。保護者からすれば、公費が出ていることで、一定の質が担保された公に認められた施設として認識されやすいと思うので、継続的な審査を検討いただきたいと思う。

(事務局回答)

→適合施設に関しては、多様な集団活動ということで様々な活動が想定されるが、活動内容についてはよく確認する必要がある。その活動が補助対象としてふさわしいかは、個別に審査するなかで精査していく。一方で、他市の施設を視察させていただいた際に事業者からあった声として「複数の市が対象施設として適合審査することにより、その都度複数の市が確認しに来るといった状況があり、事業者側の事務がかなり煩雑となっている」と伺っている。そういった事業者側の課題も検討しながら運用していきたいと考えている。

【委員間討議結果】

- ・ 原案を承認とする。

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

【事務局説明概要】

- ・ 資料2 子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて
- ・ 参考資料2 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況
- ・ 事前の意見募集結果資料2 子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しに対する Q&A 一覧(令和4年7月29日時点)

を用いて以下のポイントを説明。

- ・ 当市における保育所待機児童数は令和4年度7名まで減少してきている。
- ・ 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、幼児期の学校教育・保育の提供体制及び地域子ども・子育て支援事業における確保の方策に対する達成状況からみて、概ね順調に進捗している。
- ・ 計画上の2号認定区分における量の見込みと利用実績の乖離は、幼稚園の預かり保育の利用実績が量の見込みを上回っていることによるものであり、実際の需要に対する供給は行われる仕組みとなっている。

【委員間討議概要】

- ・ 就労や介護のため保育の必要性があるお子さんの待機児が解消されてきたことは、とても良い方向へ進んできたと思う。
- ・ 幼稚園の現場で感じていることとして、保育の必要性のある新2号認定の児童に対する給付費は、保育園児に比べると一人当たり単価が少ない。保育を必要とするお子さんを幼稚園で預かるのであれば、施設に対する援助についても理解を示していただきたい。
- ・ 25歳から44歳までの女性の就業率が78%まで上がったということで、かなり働く母親が増えている。幼稚園の預かり保育は大変増えている。コロナ感染防止の観点も含め、預かり保育の実施には、職員数と預かる場所を増やさなければいけない。様々なニーズにお答えできるよう、そして教育の質という点でも大変な努力が続いていく必要がある。
- ・ 市の待機児童数の推移を見ると、働く女性が大変増えている中、待機児童数がここまで減ったというのは、所管の努力があったからだと思う。今回、中間年の見直しについては、見直しの必要はない。
- ・ 見直しの必要はないというのは同じ意見だが、一点質問したい。計画の進捗状況の資料では、児童クラブについて100%となっており、過不足も0ということだが、事前の意見募集で提出した質問への回答では待機児童がいるとなっている。つまり、進捗状況の資料にある数字では、待機がいるかどうかは判断できないということでもよろしいか確認したい。また、児童クラブの待機児童数がわかれば教えていただきたい。

(事務局回答)

→参考資料2の数値は、児童クラブ全体の定員の数について、計画上の確保の方策に対する実績、達成状況を表している。定員数の確保により半数を超える児童クラブで定員割れとなる一方で、一部の児童クラブで待機児童が発生している。具体的な待機児童数については、確認して後日メールで回答させていただく。

【委員間討議結果】

- ・ 中間年見直しはしないことについて、承認する。

4. 報告

(1) 東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針の策定について

【事務局説明概要】

- ・ 資料3 東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針
を用いて基本方針策定までの経過、基本方針の主な内容を説明。

【委員意見等概要】

- ・ 指定管理者制度が導入されたことで、どのようなサービスが向上したか。

(事務局回答)

→指定管理者制度が導入された施設では、延長保育を18時45分まで行っている。それ以外にも民間事業者からの提案も含めて、民の強みを活かしたサービスが展開されている。

- ・ 市では、保育所も児童館も公立を一定残すという方針である。公立施設があることで、現場の声を直接吸い上げることができ、それを施策に反映させるという好循環をもたらすことになると思う。公立を一定数残しながら、民営化していくことは良いことだと考えている。

5. その他

6. 閉会